

○島田市立学校給食センター条例

平成17年 5 月 5 日

条例第147号

(設置)

第1条 島田市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、市立の小学校及び中学校における学校給食の業務を一括して処理するため、学校給食センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食用物資の調達に関すること。
- (2) 学校給食の献立に関すること。
- (3) 学校給食の調理及び配送に関すること。
- (4) 食器、食缶等の洗浄、消毒及び保管に関すること。
- (5) センターの衛生管理に関すること。
- (6) 学校給食の栄養指導及び栄養改善に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、学校給食の実施に関し必要な業務

(職員)

第4条 センターに、所長、栄養士、調理員その他の必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 センターの適正かつ円滑な運営を図るため、島田市立学校給食センター運営委員会を置く。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、島田市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年 5 月 5 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
島田市立中部学校給食センター	島田市落合64番地の11
島田市立南部学校給食センター	島田市阪本1337番地